

沿岸広域振興局長告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

沿岸広域振興局長 森 達也

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332900034	障がい者（児）相談支援事業所笑顔	上閉伊郡大槌町桜木町3番15号	一般社団法人えがお	令和3年12月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332900034	障がい者（児）相談支援事業所笑顔	上閉伊郡大槌町桜木町3番15号	一般社団法人えがお	令和3年12月1日